

一 般 質 問

5番 熊谷 照男

1 期日前投票場の対応及び投票結果の広報について

身障者の方や車椅子を利用された方から期日前投票場に対する相談を受けたため、質問をします。

- (1) 車椅子の方がエレベーターを利用する際、狭く一緒に乗る方も車椅子をまたぐ状態で乗車したと聞きました。車椅子利用時に影響がないか点検及び確認をされていますか。
- (2) 投票後、3階から乗る際も出したり、入れたりと時間を要したと聞きました。今後の対策について、考えがあればお聞かせ下さい。
- (3) 身障者や車椅子を利用する方の対応を考え、第一庁舎のロビーから第二庁舎への通路を活用した期日前投票所は設置できないでしょうか。
- (4) 期日前投票場を他の場所で実施する考えはありませんか。
- (5) 選挙公報はある程度配布されていますが、選挙終了後、住民に対してどのように投票結果を広報していますか。

2 駅前施設の整備及び環境整備・植栽等について

多額の税金が使われて駅前を整備されましたが、手湯施設が活かされていない。また、植栽等が工夫されていなく湯河原町に来るお客様のためになっていないと、住民の方より相談を受けたため質問をします。

- (1) 手湯施設の構造及び管理方法についてお伺いします。
- (2) 手湯については、設置されている給水口の全てからお湯が出るようになっていませんか。
- (3) 湯河原町を訪れた人に温泉を知ってもらうために、手湯を足湯に変更する考えはないですか。
- (4) 鳥のフンにより、駅前案内板付近が汚れています。維持管理はどの様にされていますか。
- (5) 駅前ロータリーなどで植栽を増やして湯河原を訪れる方を和ます工夫が必要と思いますが、考えはありますか。

1 就学援助金について

湯河原町における就学援助金交付状況について質問します。

- (1) 令和2年度から令和6年度の就学援助金交付について、要保護世帯及び準要保護世帯の世帯別人数は何人ですか。
- (2) 全児童・生徒数に対して(1)の割合は何パーセントですか。
- (3) 準要保護世帯の申請人数のうち、交付対象外となった人数及びその主たる理由をお聞かせ下さい。
- (4) 保護者あて「就学援助制度のお知らせ」の中で、「同一生計世帯の収入書類について」という項目がありますが、交付決定に際し、同居する同一世帯以外の方の収入についても「収入として加算される」という理解で良いですか。
- (5) 「就学援助制度のお知らせ」の項番6「交付者の決定について」では「民生・児童委員が、家庭状況を確認する」となっていますが、毎年の申請時に実施していますか。
- (6) 近隣自治体で前述(5)について同様の対応をしているか、わかる範囲でお聞かせ下さい。

2 ごとめの湯の運営について

温泉利用の推進を通して、町民の健康増進と豊かな暮らしをつくり、また、町営温泉の利用率を高め、安定した経営を図るためにも、ごめの湯の運営について質問します。

- (1) ごとめの湯の令和5年度の利用者数は何人ですか。
- (2) コロナ感染症の影響でごめの湯の利用者が制限されていましたが、令和5年度以降利用者の回復状況はいかがですか。
- (3) ごとめの湯運営経費の令和6年度予算は約1,526万円、令和5年度は約1,219万円です。この運営経費は指定管理料が主たる費用ですが、運営経費を除く経営収支の状況は報告されていますか。また、それは安定経営と理解して良いですか。
- (4) ごとめの湯の駐車場利用料の年間売上はいくらですか。また、駐車場管理機器の使用料もしくは管理料はいくらですか。
- (5) ごとめの湯のロッカー使用料の年間売上はいくらですか。
- (6) 前述(4)、(5)の売上全体に占める割合はどの程度ですか。
- (7) 利用者拡大のために指定管理者が取り組んでいることはありますか。
- (8) 公共交通機関を利用してごめの湯に行く場合、急坂を徒歩で登ります。この点で、利用しにくい状況ですが、町内各所から行きやすいようにマイクロスバスの運行等に取り組むことはできませんか。
- (9) 高齢者福祉サービスの中の「高齢者温泉入浴サービス」について、現在利用できる施設が1箇所です。ごめの湯についてもその対象施設とすることはできませんか。

1 産みやすい町づくりについて

2024年4月22日、民間の有識者でつくる「人口戦略会議」が、「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」をもとに、出生率の「自然減」と人口流出の「社会減」の両面から推計したところによると、湯河原町は「消滅可能性自治体」に分類されました。神奈川県では、三浦市、中井町、山北町、真鶴町、箱根町、湯河原町の1市5町で、逆に大井町、松田町、清川村など消滅可能性自治体から脱却した町村もあります。

これは、民間の推計に過ぎませんが、実態を表している可能性は十分あり、早急に効果のある手を打つ必要があります。

国内では政府がこれまでエンゼルプランや、子ども手当など、いわゆる「少子化対策」といわれる方法を取ってきました。中でも効果的だったのは、「出産育児一時金の直接支払い」や「妊婦健康診査の公費負担」でした。少子高齢化はどここの国でも問題となっており、様々な対策が取られていますが、出産しても経済負担がないフランスでは2020年の合計特殊出生率は1.83とEUの中で最も高く、スウェーデンでは1.66と、日本の1.26（2022年）よりはるかに高くなっています。「人口置換水準」とは、人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のことで、現在の日本では2.07とされていますが、現状はそれをはるかに下回っています。

湯河原町の出生数は、平成24年の153人に対して令和4年では67人と既に半減しています。人口としては流入人口により社会増が163人あるとはいえ、将来推計として消滅危機にあるのは間違いない状況です。

既に人口減少を止めることは無理と言わざるを得ませんが、せめて急激な減少を緩和するには、出産奨励策ではなく、出産しても経済的負担を感じずに済むことではないでしょうか。もちろん、その後の子育て教育対策も重要ですが、安心して産めないことにはなにも始まりません。

そこで、妊婦検診にかかる費用負担をゼロにしてはどうかと提案します。社会福祉政策の充実したイギリスでは、妊娠出産・避妊・不妊治療・中絶に至るまで無償化されています。イギリスの出生率は1.6（2021年）と低下して

いるものの、日本よりは高く、妊娠しても安心して暮らせる社会となっています。

国内を見ても、神奈川県の出産率は1.25と全国の都道府県の中で43位と大変低くなっており、その中でも湯河原町の出生率が低いのは全国でも低いと自覚すべきではないでしょうか。島根県は、人口66万人の人口の少ない県ですが、出生率は1.69 と沖縄の1.86に次いで高くなっています。

妊娠し出産したことがある方はわかると思いますが、妊娠の初診は、「妊娠は病気ではない」という理由で自費診療のため、約1万円かかります。その後から、母子手帳をもらうと妊婦健康診査の公費負担としてクーポンが発行されますが、神奈川県は全国でも負担額が少なく、平均10万円のところ7.8万円しか出ていないため、受診ごとに3,000円ほどかかります。そのため、湯河原町では、国の政策通り、妊娠届時に5万円、出産時に5万円支給となっています。しかし、そのような中で、横浜市では、令和6年10月から妊婦に対する9万円の出産費用助成金が始まります。

- (1) **【女性が妊娠しても困らない町】** 消滅可能性自治体としては喫緊の課題である少産化に関する手厚い政策として、湯河原町では妊娠初診時から妊婦検診すべてを無料にする制度を導入するとしたら、予算はどのくらいかかりますか。

- (2) **【妊娠出産関連費用の無償化】** 日本より出生率が下げ止まっているEUや北欧で、妊娠関連費用がそもそも社会保障として無償となっている国があります。制度の違いはありますが、湯河原町独自の政策として妊娠出産関連費用の無償化を進める考えはありますか。

2 学校での子どもの人権について

子どもの数が減る中で、不登校やいじめ、また教師の負担などが問題となっています。

文部科学省令和6年1月22日通知「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について」では、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たっては、「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」（公益財団法人日本学校保健会）において示しているとおり、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要です。このため、文部科学省においては、「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」（令和3年3月26日付け事務連絡）を発出し、脱衣を伴う検査における留意点について周知したところです。（後略）」と通知しています。

これは、年度初めの学校健診において度々起こる児童生徒等の健診時の羞恥心に対する配慮不足により児童生徒等のトラウマや、時に性被害につながる人権侵害の可能性があります、他の自治体で問題となったことでもあります。子どもたちの健全育成のために行う学校健診で児童生徒等の人権侵害が起こることのないよう、町としても最大の注意を払う必要があると考えます。

湯河原町では学校健診で問題となるような事実は把握していないとの回答を教育委員会から得ましたが、改めて学校長宛に問い合わせをさせて頂いております。

- (1) 過去に学校現場で健診に関し、何らかのトラブルはありましたか。
- (2) プライバシーへの配慮は、現状で十分と思われますか。
- (3) 問題が起きたときの対応に関して準備されていますか。

3 広報ゆがわらの配布方法等について

町の広報誌である「広報ゆがわら」は、11,000部発行しているにもかかわらず、新聞折込のほかは配架となっているとのことですが、本来、町民に公平に配布すべきものと考えます。大事な情報にアクセスできず町の事業や補助を知らずに受けられないなどがないようにすべきと考えます。

- (1) 現在、約12,000世帯ありますが、発行数の算定根拠を教えてください。
- (2) 配布の方法として全戸配布を試みることは重要と考えますか。
- (3) 新聞折込の他の方法としてポスティングや、自治会単位での配布依頼などは考えられますか。その際に別の費用が掛かる場合はその概算を教えてください。

「日本創成会議」が2014年に発表した消滅可能性都市は世間に大きな衝撃を与えました。

そしてそれから10年後の今年4月、「人口戦略会議」は再度消滅可能性自治体を公表。湯河原町は10年前に引き続き今回も消滅可能性自治体と発表されており、これから私たちはどのように湯河原町の未来を築いていくべきか、改めて考えるきっかけとなりました。これから産まれてくる湯河原町の子どもたちの為にも湯河原町の自然や文化が残っていくことを心から願ってやみません。旅館が廃業し、最近では町で唯一の本屋さんがなくなりました。インフラの維持も喫緊の課題となっています。富田町長が逝去された今、私たちは党派や派閥や立場を超えて、一丸となり、町の未来のために議論を進めていくべき使命を頂いたと感じています。町長不在の為、政策的な判断の答弁を求めることは控えますが、提案の意味も含め、町の今後についての質問をさせていただきたいと思います。

1 少子化対策について

湯河原町へ助産院を誘致しようという目的で立ち上がった町民有志団体「助産院プロジェクト」は現在、誘致場所を湯河原町ではなく真鶴町に変更し、プロジェクトを進めております。少子化対策の一環として、町としても喜ばしい動きだと思いましたが、湯河原町が協力的でなかった事が誘致場所変更の原因のひとつとなっております。補助金申請の為の書類に自治体の意見書が求められており、その相談の為に当時町長職務代理者である副町長へ面会を求めましたが面会をしていただけませんでした。そこで質問をいたします。

- (1) 副町長に面会を断られた際、それは町長の意向によるものとお答えされましたが、その経緯の説明を求めます。
- (2) もし真鶴町で助産院ができた場合、湯河原町民にとっても喜ばしいことと思いますが、何らかの形で連携をとる事はできますか。できるとしたらその可能性としてはどんな方法がありますか。

2 町役場の職場環境について

- (1) 現在、湯河原町では職員の労働管理にタイムカードを使用しておりますが、管理事務負担の軽減、管理の正確さ、未払いなどの不正が起こらない様、今後はタイムカードではなく人事管理システムなどの、システム上での管理をしていくべきだと思いますがそのような計画や考えはありますか。
- (2) フレックス制の導入により多様な働き方が選択できる町役場になる事で残業代の削減や、より職員の主体性を重んじた職場環境になり、効率化が図られると思いますが、フレックス制導入の議論は今までありましたか。

3 観光立町としての湯河原町について

湯河原駅は湯河原町に訪れる観光客への最初の出迎え口として、景観に配慮が必要と考えますが、駅の裏側（城山側）の線路沿い町有地の斜面の整備があまりされておらず、見栄えが良くない状態となっています。整備はどのくらいの頻度で、どのようにされていますか。また、予算はどのくらいかけていますか。

4 情報公開と情報発信について

湯河原町では選挙の際に選挙公報を作成しておりますが、選挙公報が有権者に十分行き届いていないと感じます。選挙公報の配布方法と改善について伺います。

- (1) 現在の選挙公報の配布方法についてご説明ください。
- (2) 近隣自治体の選挙公報の配布状況についてお教えてください。
- (3) 選挙公報を湯河原町内で全戸ポスティングする場合、予算はいくらかかりますか。
- (4) 選挙公報を全戸配布するお考えはありますか。